最終更新日:2018年12月17日
株式会社毎日コムネット
伊藤 守
問合せ先:総務部 半田 浩
証券コード:8908
https://www.maicom.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は以下のとおりであります。
当社は、コーポレート・ガバナンスを企業として法令遵守、意思決定に関する透明性・公平性の確保、スピード経営そして責任体制を明確化することと捉え、経営の最重要課題としております。
また、当社は取締役及び使用人が法令を遵守し、企業人として社会倫理に則して適切に行動するよう「コンプライアンス基本方針」を定め、周知徹底を図り、その遵守に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1－2④ 議決権の行使手段の多様化、招集通知の英訳】
当社は現在、機関投資家や海外投資家の株式保有比率を踏まえ、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳を実施しておりませんが、今後の投資家拡大を踏まえると、機関投資家、海外投資家を含め議決権を行使しやすい環境の整備は必要であると認識しております。
議決権の電子行使につきましては、機関投資家、海外投資家の株式保有比率等の推移を勘案しながら検討してまいります。
また、招集通知の英訳につきましては、当社の事業は国内でのみ展開しており、当社の株主構成における外国人株主の株式保有比率は1%台と低いため、今後、外国人株主の株式保有比率等の推移を踏まえ検討してまいります。

【補充原則3－1② 英語での情報の開示・提供の促進】
当社の事業は国内でのみ展開しており、当社の株主構成における外国人株主の株式保有比率は1%台と低く、現時点では英語での情報開示・提供は行っておりません。今後、外国人株主の株式保有比率等の推移を踏まえ検討してまいります。

【補充原則4－1③ 最高経営責任者等の後継者の計画】
当社では、現時点において最高経営責任者等の後継者に関する具体的な計画は有していないため、今後の検討課題といたします。

【補充原則4－2① 役員報酬の中長期的な業績連動や現金報酬と自社株報酬の割合設定】
当社の経営陣に対する報酬は、職責や貢献度等により総合的に判断した固定報酬の他、業績に応じて役員賞与を支給しておりますが、中長 期的な業績に連動する報酬や自社株報酬の制度は導入しておりません。今後の検討課題といたします。

【補充原則4－3②、4－3③ 最高経営責任者の選解任】
最高経営責任者(CEO)の選解任については、任意の諮問委員会や手続き等は定めておりませんが、取締役会において、業績等の評価や経営環境等を踏まえ協議し、適切に決定しております。
なお、最高経営責任者(CEO)の職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合は解任することとしております。

【補充原則4－11③ 取締役会全体の実効性についての分析・評価】
当社では、全役員に対し年1回、取締役会全体の実効性についてアンケートを行っております。また、その結果は取締役会で報告し、取締役会の実効性をより高めるために活用することとしております。なお、取締役会全体の実効性についての分析・評価の仕組みの構築及びその結果の概要の開示につきましては、今後の検討課題といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4 政策保有株式】
当社は、政策保有株式の保有を最小限とすることを基本方針とします。株式の保有を通じ保有先との間で事業面・財務面等の関係が発展し、当社グループの企業価値の向上に資すると合理的に判断される場合に限り、当該株式を政策的に保有することといたします。保有の合理性については、毎年、取締役会において、中長期的な観点から個別銘柄ごとに保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを精査し、保有の合理性が認められないものについては売却等の手段により保有を解消していきます。
また、政策保有株式に係る議決権については、当社グループ及び保有先の中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否かを総合的に判断し、適切に議決権を行使いたします。

【補充原則1－4① 政策保有株主から売却の意向を示された場合の対応方針】
当社は、政策保有株主から当社株式の売却等の意向を受けた場合は、政策保有株主の意向に沿うこととしております。また、当社株式の売却等については、株式市場や株主の利益に与える影響等を考慮し、政策保有株主と協議の上、適切な方法にて実施することとしております。

【原則1－7 関連当事者間の取引】
当社は、会社と取締役との取引、または競業取引を行う場合には、あらかじめ取締役会の承認を得ることを「取締役会規程」に定めております。また、「役員規程」において、手数料・リベート・供応を受ける等、職務の公正を害し、または害する恐れのある行為をすることを禁じております。
さらに、年1 回、すべての役員に対して関連当事者との取引の有無について確認する確認書の提出を求めており、関連当事者間の取引について管理する体制を取っております。

【原則２－６　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、従業員の福利厚生の一環として、確定拠出年金制度を導入しており、また、総合設立型の観光産業企業年金基金に加入しております。
確定拠出年金制度では、従業員に対して、安定的な資産形成を目的とした資産運用に関する教育研修を定期的に実施しております。
また、観光産業企業年金基金は、代議員会、理事会を設置しており、年金資産の管理及び運用は外部運用機関に委託し、個別の投資選定や議決権行使を外部運用機関へ一任し、四半期毎に管理及び運用について報告を受けております。
なお、当社代表取締役社長が観光産業企業年金基金の代議員及び理事会のメンバーとなっており、運用状況等の把握が行える状況となっております。

【原則３－１　情報開示の充実】
（ｉ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、経営理念（経営ビジョン）及び行動規範を、当社ホームページ上に公開しております。
※当社ホームページアドレス(https://www.maicom.co.jp/company/top/index.html)
当社の経営ビジョンは、「日本の未来を担う若者と、応援する人たちとをつなぎ、新たな価値を創造し、地域経済や社会に貢献する企業を目指します」であります。
当社グループのすべての事業に共通しているのは、「日本の未来を担う若者」に特化した事業を展開していることであります。この経営ビジョンにあるとおり、新たな価値を創造し、将来にわたり地域経済や社会に貢献する企業を目指してまいります。
また、行動規範として「３Ｃ４Ｐ（ミシシッピー宣言）」を制定しており、具体的には、「チャンス(Chances)は自己変革(Change)と行動する勇気(Courage)がもたらす、私たちは常に目標(Purpose) を持ち、その達成のために状況(Position)と優先順位(Priority)を考え積極的(Positively)に働きます」というもので、社員の行動の基本となるものであります。
なお、当社は、中期経営計画を策定しており、経営戦略、経営計画について当社ホームページや、決算説明会資料で公開しております。

（ⅱ）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書「Ⅰ　１．基本的な考え方」に記載のとおりであります。

（ⅲ）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書「Ⅱ　１．機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」に記載のとおりであります。

（ⅳ）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役及び監査役につきましては、自身が、当社事業に関連した分野において十分な専門的知識、経験を有すること、構成員等からの意見及び社内外からの情報に基づいて適切な判断を下せる幅広い見識や論理的な思考力に基づく客観的判断能力を有することに加え、法令及び企業倫理の遵守を含めた高い倫理観を有していることを選任・指名の基準としております。
社外取締役及び社外監査役につきましては、当社事業に関連した高度な専門的知識や経験を有していること、高い倫理観を有し、常に公正不偏の態度で経営監視や監査品質の向上に努めることができることに加え、十分な社会的信用を有していることを選任・指名の基準としており、独立役員として選任し東京証券取引所に届け出ることとしております。なお、取締役候補者及び監査役候補者の選任については、独立社外取締役２名及び独立社外監査役3名で構成する独立役員会の意見・助言を得た上で、取締役会で決議し株主総会に付議いたします。ただし、監査役候補者の選任については、監査役会の同意を得た上で行います。また、解任の基準については、取締役及び監査役の職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合としており、独立役員会での審議を経て、取締役会で決議し、株主総会に付議することとしております。
経営陣幹部の選任につきましては、当社グループの事業・経営状況の理解及び取締役会が定めた経営方針・経営戦略等を強いリーダーシップを発揮し適切に執行できる経験と能力を重視し、加えて高い倫理観を有する者を取締役会で選任することとしております。解任については、不正行為等があった場合や経営幹部としてその機能を十分に発揮していないと認められる場合には、取締役会で審議の上、解任するものといたします。

（ⅴ）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
独立社外取締役及び独立社外監査役候補者の指名を行う際の個々の選任理由につきましては、当社ホームページに掲載の定時株主総会招集通知に記載しております。なお、次回の指名からは、取締役及び監査役候補者の全員について個々の選解任理由を記載することといたします。

【補充原則４－１①　経営陣に対する委任の範囲の概要】
当社は、経営の意思決定機関としての取締役会において、法令または定款の定めに基づいた事項の他、重要な意思決定事項として、取締役会で決議すべき事項を「取締役会規程」及び「職務権限規程」で定めております。また、取締役会が決定すべきとされている事項以外の意思決定は、代表取締役社長、担当役員、事業部長等に委任しており、その権限は「職務権限規程」に明確に定めております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、独立社外取締役の選任については、会社法及び東京証券取引所の定める独立性に関する要件に加え、原則３－１（ⅳ）に記載のとおりであります。

【補充原則４－１１①　取締役会のバランス、多様性、規模に関する考え方】
当社は、現在９名の取締役が就任しており、うち２名が独立社外取締役であることを含め、当社の規模や事業内容を勘案した上で、適正な人数であると考えております。また、取締役の選任に当たっては、原則３－１（ⅳ）に記載のとおりでありますが、現在、当社の取締役の構成は、各事業や役割ごとに当該事業や役割に精通した者がバランスよく配置された構成となっております。

【補充原則 ４－１１②　取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況】
現在、取締役１名が他の上場会社の役員を兼任しております。また、当社の取締役及び監査役の他の会社等の主要な兼任状況につきましては、株主総会招集通知及び有価証券報告書において開示しております。

【補充原則４－１４②　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、上場会社の取締役及び監査役として期待される役割・責務を適切に果たすために、関連法令やコンプライアンスに関する知識習得を目的とした継続的な研修を実施してまいります。また、取締役及び監査役の業務を行うに当たっての必要な知識を学ぶための機会を適宜設けることなどにより、適切なトレーニングの機会の設定に努めてまいります。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、持続的な成長、中長期的な企業価値の向上のためには、株主・投資家の皆様との建設的な対話を行うことにより、良好な関係を構築することが重要であると考えております。そのために、常務取締役管理本部長をIR担当責任者とし、株主・投資家の皆様の対応に当たっております。
具体的な活動としては、代表取締役社長がスピーカーとなる半期ごとの機関投資家・アナリスト向けの決算説明会を実施するとともに、個人投資家向け説明会も実施しております。また、機関投資家等の個別面談に対しては、常務取締役管理本部長が対応することで良好な関係の構築を図っており、対話で得られたご意見等を必要に応じて取締役会に報告しております。
なお、決算説明会で使用した資料は、当社ホームページで公表しており、株主・投資家の皆様の理解を深めていただくことに努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社KJホールディングス	4,310,374	23.95
伊藤　守	3,800,000	21.11
原　利典	3,800,000	21.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	744,000	4.13
株式会社みずほ銀行	240,000	1.33
株式会社三菱UFJ銀行	240,000	1.33
遠藤　司	212,000	1.18
小野田　博幸	158,600	0.88
MSIP CLIENT SECURITIES	142,300	0.79
蘭　松鯉	136,000	0.76

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、平成30年5月末時点の株主名簿をもとに記載しております。なお、伊藤守氏及び原利典氏の所有株式数は、平成30年11月16日付の当社株式の売出しに伴い、それぞれ3,800,000株から3,002,000株に減少しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	5 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中島　護	他の会社の出身者											
宮田　悦雄	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島　護	○	―――	金融機関出身者であり、当社の主要事業である不動産業界経験が豊富であり、経営の監視について客観性や中立性に優れていると考えられ、職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、社外取締役として選任しております。また、同氏と当社との間には特別の利害関係はなく、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しました。
			旅行業界出身者であり、当社の学生生活ソ

宮田　悦雄	○	―――	リューション事業の主要事業である旅行業分野に精通しており、経営の監視について客観性や中立性に優れていると考えられ、職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、社外取締役として選任しております。また、同氏と当社との間には特別の利害関係はなく、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は年4回定期的に、また、必要に応じて会合を持ち、情報の交換を行うとともに、連携して監査の実効性の確保に努めております。また、監査役と内部監査部門は月1回定期的な会合を持ち、情報の交換を行うとともに、連携して監査の実効性の確保に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木内　千登勢	弁護士													
山路　敏之	その他													
森田 孝二	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木内　千登勢	○	―――	弁護士として経営の監督について客観性や中立性に優れていると考えられるため、社外監査役として選任しております。また、同氏と当社との間には特別の利害関係はなく、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しました。
山路　敏之	○	―――	不動産鑑定士であり、当社の主要事業である不動産業界において経験が豊富であるため、社外監査役として選任しております。また、同氏と当社との間には特別の利害関係はなく、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しました。
森田 孝二	○	―――	金融機関出身者であり、コンプライアンス関連業務や当社の主要事業である不動産業界経験が豊富であるため、社外監査役として選任しております。また、同氏と当社との間には特別の利害関係はなく、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

社外役員全員を独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬について業績連動型報酬制度やストックオプション制度の導入はしておりませんが、役員賞与については業績を勘案して、株主総会で承認を得た役員報酬の範囲内で支給しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、営業報告書（事業報告）において、取締役（社外取締役を除く）及び社外役員別に各々の総額を開示しております。
役員報酬 ： 取締役に対する報酬（社外取締役を除く）247,000千円、監査役に対する報酬（社外監査役を除く）11,650千円、社外役員に対する報酬24,950千円
（注）上記報酬には、当事業年度に計上した賞与引当金繰入額（取締役77,500千円、監査役2,500千円、社外役員5,000千円）及び役員退職慰労引当金繰入額（取締役8,400千円、監査役600千円）が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等の額については、会社業績、各役員の職務の内容及び業績貢献度合い等を総合的に判断し、決定しております。決定方法は、独立役員会の意見・助言を得た上で、取締役報酬等については取締役会において決定し、監査役報酬等については監査役会における協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

独立社外取締役及び独立社外監査役を補佐する専従スタッフは配置しておりませんが、総務部が必要に応じてサポートする体制をとっており、事前の検討が必要と考えられる重要な議案は、事前説明の実施を行っております。なお、内部統制システム構築の基本方針は以下のとおり定めております。

監査役（独立社外監査役）がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役の職務を補助するスタッフを置くものとする。その人事については、取締役と監査役との間で協議の上決定するものとする。

監査役の職務を補助するスタッフを配置した場合、当該スタッフに関する任命、異動、人事考課については、監査役の同意を得なければならないものとする。また、当該スタッフは取締役から独立し、監査役の指揮命令のもと職務を遂行するものとする。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会は、取締役9名（うち独立社外取締役2名）で構成されており、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、取締役相互の職務の執行を監督するとともに取締役間の意思疎通を図っております。また、取締役は、重要執行方針を協議する機関として月1回開催する事業本部長をはじめ経営幹部層で構成する経営会議に出席し、営業状況やその他各業務全般の執行状況の把握を行い、取締役会の機能強化に努めております。

監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役3名（うち独立社外監査役3名）の計4名で構成されており、原則として月1回監査役会を開催しております。監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行状況及び取締役会の運営や決議の適法性、妥当性などの経営の監督を行うとともに、重要執行方針を協議する機関として月1回開催する取締役及び事業本部長をはじめ経営幹部層で構成する経営会議に出席し、営業状況やその他各業務全般の執行状況の把握を行い監査の実効性を確保するための基礎としております。

また、当社は、独立社外取締役2名及び独立社外監査役3名で構成する独立役員会を設置しており、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの特に重要な事項については独立役員会の意見・助言を得た上で、取締役会の決議を行っております。

内部監査室は、年間監査計画に基づき内部監査を実施しております。監査結果は随時社長に報告され、必要に応じて被監査部門に対して改善要求を行っております。

会計監査人には、双葉監査法人を選定しており、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

独立社外取締役を含めた取締役会における、意思決定、業務執行及び監督機能に加え、過半数以上が独立社外監査役で構成された監査役会による取締役会及び取締役に対する監査機能に加え、独立役員で構成する独立役員会より重要な事項についての意見・助言を得ることにより、業務執行に対してガバナンス機能が十分に発揮されることから、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限(開催日の2週間前)より早期に発送しております。第40回定時株主総会招集通知は、平成30年8月3日に発送いたしました。また、発送日の2営業日前に、当社ホームページ及び証券取引所のウェブサイトに掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第40回定時株主総会は平成30年8月22日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会に出席できない株主に対し、書面による議決権行使の他に、パソコン、タブレット及びスマートフォンによるインターネットを通じた議決権行使制度を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家、海外投資家の株式保有比率等を踏まえ検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人株主の株式保有比率等を踏まえ検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、ディスクロージャー・ポリシーを制定し、当社ホームページにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に1～2回程度実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期・期末)決算発表後に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書の他、決算説明会の資料等を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部内に担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「コンプライアンス基本方針」に全ての人々と公正な関係を維持し、健全で透明性の高いビジネス活動を行う旨を明記し、その実行性を確保するために「コンプライアンス規程」を制定し、これに従い全役職員が法令等を遵守した行動をとり、高い倫理感をもった行動をとることを周知徹底しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、すべてのステークホルダーに対して適時・適切な情報開示を重要な事項として認識しており、当社ホームページへの掲載等を通じて情報開示に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は企業理念に基づき、取締役及び使用人が法令を遵守し、企業人として社会倫理に則して適切に行動するよう「コンプライアンス基本方針」を定め、周知徹底しその遵守を求める。
当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、管理部門担当取締役を責任者とし各担当取締役及び事業部長で構成するコンプライアンス委員会を設置し、基本方針の徹底及びコンプライアンス体制の整備、運営を推進する。
内部監査室は監査役と連携し、コンプライアンス体制の運営状況について、法令、定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、定められた期間、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの閲覧を常時行うことができるものとする。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
リスク管理については、管理部門担当取締役を責任者とし各担当取締役及び事業部長で構成するリスク管理委員会を設置し、組織横断的にリスク状況の監視並びに全社的な対応を行うものとする。
監査役及び内部監査室は、各部門におけるリスク管理状況を監査し、代表取締役及び取締役会に報告する。代表取締役及び取締役会は、報告された問題点について、その改善、解消に努める。
重大な不測の事態が発生した場合には、代表取締役の指揮下のもと対策本部を設置し、適正な対応を行い、損失を最小限に抑える体制を整えるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回定時に開催する他、必要に応じて臨時に開催し、取締役相互の職務の執行を監督するとともに取締役間の意思疎通を図る。
取締役は、重要執行方針を協議する機関として月１回開催する事業本部長をはじめ経営幹部層で構成する経営会議に出席し、営業状況やその他各業務全般の執行状況の把握を行い、取締役会の機能強化に努める。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社における業務の適正を確保するため「コンプライアンス基本方針」を共有し、周知徹底及びその遵守を求め、当社及び子会社との間での情報の共有化、相互の連絡の緊密化により内部統制システムの構築を図る。
100%出資の子会社の経営管理は当社の管理本部が行い、当社が月１回開催する経営会議において、子会社の業務執行状況の報告を求め業務の適正の確保を図る。
その他の子会社（ワークス・ジャパン）については、当社の取締役２名及び監査役１名を派遣するとともに管理本部が子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行い、業務の適正の確保を図る。
内部監査室は子会社に対する内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び取締役会に報告する。代表取締役及び取締役会は、子会社の管理体制を定期的に見直し、問題点の把握と改善に努める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の職務を補助するスタッフを置くものとする。その人事については、取締役と監査役との間で協議の上決定するものとする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助するスタッフを配置した場合、当該スタッフに関する任命、異動、人事考課については、監査役の同意を得なければならないものとする。また、当該スタッフは取締役から独立し、監査役の指揮命令のもと職務を遂行するものとする。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が、当社監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社及び子会社の取締役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、職務執行に関し重大な法令違反及び不正行為の事実を知ったときは、すみやかに当社監査役に報告するものとする。
当社監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人等にその説明を求めることができるものとする。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止するものとする。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理するものとする。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行状況及び取締役会の運営や決議の適法性、妥当性などの経営の監督を行うとともに、重要執行方針を協議する機関として月１回開催する事業本部長をはじめ経営幹部層で構成する経営会議に出席し、営業状況やその他各業務全般の執行状況の把握を行い、監査の実効性を確保するための基礎とする。
監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的な会合を持ち、情報の交換を行うとともに、連携して監査の実効性の確保に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「コンプライアンス基本方針」に社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力・団体とは一切のかかわりを持たない旨を明記し、その実効性を確保するために「反社会的勢力対策規程」を制定し、企業人として社会倫理に則して適切に行動するよう、周知徹底、その遵守を継続的に求めております。また、当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し、反社会的勢力の排除に向けた連携を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレート・ガバナンス体制の概要(模式図)及び適時開示体制の概要(模式図)は以下のとおりです。

【コーポレート・ガバナンス体制】

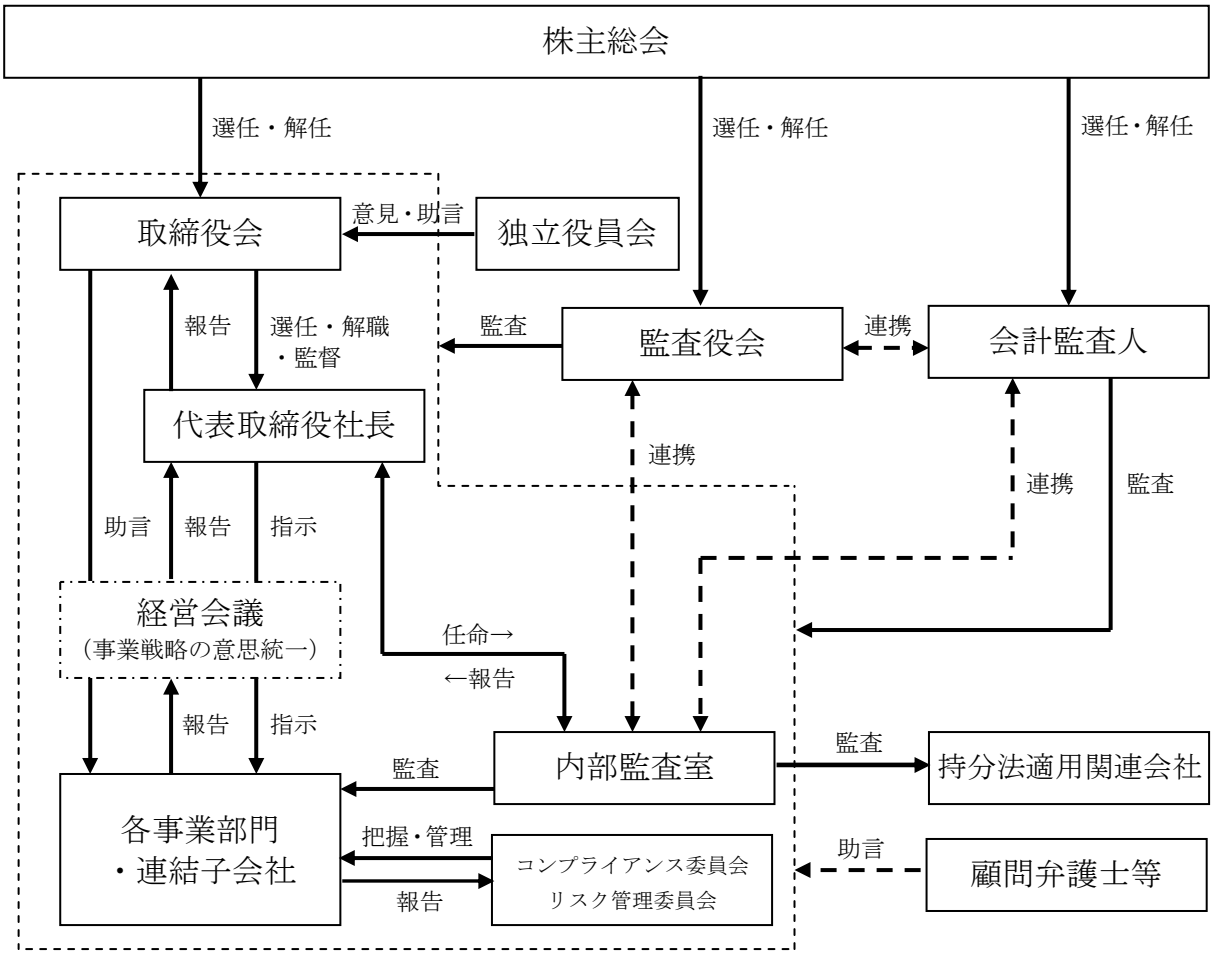

【適時開示体制の概要】

